

指名停止等一覧表

(期間 令和元年7月1日 ~ 令和元年9月30日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	東木林業株式会社	秋田県能代市字大森山1-18	令和元年7月26日から令和元年8月25日まで(一ヶ月間)	別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準の第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該事業者は米代東部森林管理署上小阿仁支署が東北木材株式会社と売買契約締結した立木販売において、下請け業者である東木林業株式会社が平成30年11月8日に伐倒作業中に、伐倒木の跳ね返りによる重大災害を発生させた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第7号に(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。
2	木ノ下林業	岩手県久慈市侍浜町北野3-9-2	令和元年9月11日から令和元年11月10日まで(二ヶ月間)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は平成29年10月31日付けで岩手北部森林管理署と売買契約を締結した立木販売において、社長自らの勘違いによる区域再表示により社員が販売区域外の生立木94本、材積54.21㎡を誤って伐採した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく設置基準(不正又は不誠実な行為)16に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

(注) 該当事項の欄には「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。